

宮城県建築行政マネジメント計画(令和6年度)達成状況

計画期間：令和2年度～令和6年度

| 取組み | 目標 | 達成状況 | 達成状況の評価・今後の取組み |
|---|-----------------------|---|---|
| 2 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 | | | |
| (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 | | | |
| ①「確認審査等の指針(平成19年国土交通省告示第835号)」に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 ②データベース等を活用した設計者の適格性の確認 ③指定構造計算適合性判定との相互の情報交換等による連携 ④「日本建築行政会議」、「宮城県建築基準会議」、「特定行政庁連絡会議」、「建築行政会議」、「建築主事会議」等を通じた運用の円滑化 ⑤審査機関窓口での事前相談 ⑥指定構造計算適合性判定機関及び消防機関との連携 | ○迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 | ○迅速かつ適確な建築確認審査を徹底することができた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関と連携し円滑、迅速かつ適確な確認審査を行うことで、法定審査期間を遵守することができた。 各種会議を通じて、関係機関と情報交換等を行い、改正法の運用等の円滑化に努めた。 改正法の施行に向け、事前相談や建築士へのサポート等に努めた。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> データベース等の活用、事前相談の実施、各機関との連携により、円滑に迅速かつ適確な確認審査を行い、法定審査期間の遵守を徹底する。 各種会議を通じて特定行政庁や指定確認審査機関との情報共有を行い、建築基準法令の統一的な運用を図る。 |
| (2) 迅速かつ適確な構造計算適合性判定等の徹底 | | | |
| ①建築確認申請時の工事監理者の適切な選定及び申請書への記載の確認 ②データベース等を活用した設計者の適格性の確認 ③特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保 ④審査機関窓口での事前相談及び事前審査の実施 ⑤「日本建築行政会議」等を通じた運用の円滑化 | ○迅速かつ適確な構造計算適合性判定等の徹底 | ○迅速かつ適確な構造計算適合性判定等を徹底することができた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前相談や事前審査により、迅速かつ適確な判定を行い、法定判定期間を遵守することができた。 構造計算適合性判定の一部を新規で1機関委任し、より円滑に判定を行えるようになった。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> データベース等の活用、事前相談、事前審査の実施、各機関との連携により、迅速かつ適確な判定を行い、法定判定期間の遵守を徹底する。 |
| (3) 中間検査・完了検査の徹底 | | | |
| ①検査未受検建築物に対する督促、報告収集、立入検査の実施 ②「確認審査等の指針(平成19年国土交通省告示第835号)」に基づく円滑かつ適確な検査の実施 ③「宮城県建築物中間検査の手引き」による適確な中間検査の実施 ④中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 | ○中間検査率及び完了検査率 100% | ○R6年度中間検査率 105.8% ○R6年度完了検査率 85.2% •1～3号建築物 71.0% •4号建築物 87.5% •工作物 85.7% | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間検査率は目標を達成したが、完了検査率は目標を達成できなかった。 円滑かつ適確に中間検査、完了検査を実施することができた。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査未受検建築物等への指導を実施するなど、目標達成に向けた取組みを継続して実施する。 |
| (4) 工事監理業務の適正化 | | | |
| ①建築確認申請時の工事監理者の選定及び申請書への記載の促進 ②工事監理者決定後の名義変更届の徹底 ③データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 ④工事監理状況報告書提出の徹底 ⑤建築主への工事監理業務の重要性の周知 | ○工事監理状況の適確な確認 | ○工事監理状況を適確に確認することができた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間検査、完了検査を実施した全ての建築物等で、工事監理報告書、工事状況報告書が提出され、工事監理状況を適確に確認できた。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築主への周知、データベース等の活用により、工事監理業務の適正化に努める。 |

| 取組み | 目標 | 達成状況 | 達成状況の評価・今後の取組み |
|--|--|--|---|
| (5) 建築基準関係規定を所管する行政庁との連携 | <p>①事前相談時における、所管行政庁との連携</p> <p>②審査時における、開発許可関係規定の適合状況(都市計画法施行規則第60条に基づく開発行為又は建築等に関する証明書などの確認を含む)の確認</p> <p>③災害危険区域や土砂灾害特別警戒区域の確認など関連部局との連携</p> | <input type="checkbox"/> 所管行政庁との緊密な連携 | <p>○所管行政庁と緊密に連携し円滑かつ適確に確認検査を行うことができた。</p> <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管行政庁と連携し土砂灾害特別警戒区域の確認方法を確立し、特定行政庁及び指定確認検査機関と共有した。 ・開発許可関係規定の適合証明書の交付や情報の共有などにより、連携が図られた。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準関係規定を所管する行政庁と緊密に連携し、適確な確認検査を実施する。 |
| 3 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 | | | |
| (1) 指定確認検査機関等に対する指導監督の徹底 | | | |
| <p>①特定行政庁と合同での立入検査とサンプル調査等の実施</p> <p>②処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底</p> <p>③処分履歴等の公表</p> <p>④確認審査報告書等の確認の徹底</p> | <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関等への立入検査等の実施 年2回以上 | <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の計4機関に対して延べ6回、立入検査を実施した。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県指定の確認検査機関(2機関)について、年2回、延べ4回、立入検査を実施し、適正な業務実施を確認した。 ・県及び国が指定する構造計算適合性判定機関(各1機関)について、年1回、延べ2回、立入検査を実施し、適正な業務実施を確認した。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関等の適確な審査又は判定が確保されるよう、立入検査等による指導監督を適切に実施する。 |
| (2) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底 | | | |
| <p>①二級・木造建築士の懲戒処分及び建築士事務所の監督処分の基準に基づく処分等の徹底</p> <p>②建築士事務所の立入検査の実施</p> <p>③確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知徹底</p> <p>④建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督</p> <p>⑤建築士及び建築士事務所登録事項変更届の提出の徹底</p> <p>⑥書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底</p> <p>⑦建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底</p> <p>⑧構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握</p> <p>⑨建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表</p> <p>⑩建築物の設計及び工事監理に必要な技能の維持向上を図るための講習会への支援</p> | <input type="checkbox"/> 計画的な立入検査の実施 年140件 | <input type="checkbox"/> R6年度立入検査実施 年135件 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・135件の立入検査を実施し、目標を概ね達成できた。(達成率: 96.4%) <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書の提出を事業年度毎に行うよう義務化されているが、提出率が低いことから提出の指導を徹底する。 ・所属建築士は7年毎の定期講習が義務化されているが、一部で未受講者がいることから、指導を徹底する。 |
| (3) 指定登録機関等に対する指導・監督の徹底 | | | |
| <p>①事業計画等報告書等による適確な事務実施の検証の徹底</p> <p>②登録等事務の「建築行政共用データベース」への入力の徹底</p> | <input type="checkbox"/> 県指定の指定登録機関等への立入検査等の実施 年1回以上 | <input type="checkbox"/> 県指定の登録機関(1機関)に対し立入調査を実施した。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定登録機関1機関への立入調査を実施し、目標は達成できた。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県指定の登録機関(2機関)に毎年交互に立入検査を実施し、適確な業務の実施を促す。 |

| 取組み | 目標 | 達成状況 | 達成状況の評価・今後の取組み |
|--|--------------------------------------|--|---|
| 4 違反建築物対策等の徹底 | | | |
| (1) 違反建築物対策の徹底 | | | |
| ① 違反建築物是正計画書の作成 ② 国及び県内特定行政府との連携を図った是正指導の徹底 ③ 「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」「社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関の連携について」等による警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保 ④ 「建築物防災週間」「違反建築物防止週間」等における、建築物の計画的な立入調査の実施 ⑤ 違反建築物のパトロールの実施 ⑥ 違反建築物の是正指導の徹底 ⑦ 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施 ⑧ 違反建築物に係る情報の公表 ⑨ 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施 | ○違反建築物等に対する継続的な是正指導 | ○違反建築物等に対して継続的に是正指導を行った。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物防災週間に併せ、上期に26件、下期に21件、計47件の立入検査を消防機関と連携して実施し、不適切箇所等の是正指導を行った。 ・違反建築物防止週間に併せ、文書通知などにより、継続して違反建築物等の是正指導を行った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物防災週間や違反建築物防止週間に併せ、関係機関と連携して、計画的な立入検査を実施する。 ・関係機関と違反建築物等の情報を共有し、連携して是正指導を行う。 |
| (2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底 | | | |
| ① 違反建築物是正計画書の作成 ② 違法設置昇降機の是正指導の徹底及び計画的、継続的な指導の実施 ③ 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置と周知 | ○違反建築物等に対する継続的な是正指導 | ○違法設置昇降機に対して継続的に是正指導を行った。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署から情報提供のあった違法設置昇降機について、速やかに現場調査を行い、違反指導を開始した。 ・違反建築物防止週間に併せ、文書通知などにより、継続して違法設置昇降機の是正指導を行った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、違法設置昇降機の是正指導を行う。 |
| 5 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 | | | |
| (1) 定期報告制度の的確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 | | | |
| ① 建築物、建築設備、防火設備及び昇降機の定期報告制度の周知 ② 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 ③ 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底 ④ 未報告建築物に係る防災査察等での立入検査の実施 ⑤ 檢査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施 | ○報告率 建築物90% 建築設備及び防火設備80% 昇降機100% | ○R6度報告率 ・建築物 83.6% ※R4年度からR6年度の平均 ・建築設備 85.5% ・防火設備 86.0% ・昇降機 87.2% | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備及び防火設備の報告率は達成したが、建築物及び昇降機の報告率は達成できなかった。 ・未報告建築物等の所有者等に督促を行ふ他、防災週間に併せ立入調査を行うなど、報告率の向上に取り組んだ。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未報告建築物等の所有者等に督促を行ふ他、防災週間に併せ立入調査を行うなど、目標達成に向けて取組みを継続する。 |
| (2) 建築物に係るアスベスト対策の推進 | | | |
| ① 国及び自治体によるアスベスト対策の周知徹底 ② 所管行政庁によるアスベストを有する建築物のデータベース化 ③ アスベスト対策関係部局との連携 ④ 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用 | ○建築物のアスベスト含有調査及び除却の徹底 | ○建築物のアスベスト含有調査及び除去に関する情報の周知に努めた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の通知で示された民間建築物の所有者等に対し、アスベスト使用の有無等の報告を求めデータベースを更新し、併せて、関係部局に情報提供した。 ・国の助成制度を活用するための補助制度の創設を市町村に働きかけるとともに、アスベスト対策の必要性の周知に務めた。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象建築物所有者等からの報告を継続して求めるとともに、アスベスト対策に関する情報等の周知を行い、アスベスト対策の推進に努める。 |

| 取組み | 目標 | 達成状況 | 達成状況の評価・今後の取組み |
|--|---|--|---|
| 6 事故・災害時の対応 | | | |
| (1) 事故対応 | | | |
| ① 消防等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施 ② 事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省・関係機関への情報提供 | ○重大事故発生時の迅速かつ適確な事故対応 | ○重大事故は発生しなかつたが、発生時、迅速な対応ができる体制を維持した。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故の発生に備え、関係機関との連携体制、情報提供体制を整え、年間を通してそれを維持した。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携体制、情報提供体制を整え、重大事故発生時に迅速かつ適確に対応できるようにする。 |
| (2) 災害対応 | | | |
| ① 災害時の対応体制の整備と、迅速かつ正確な災害情報の把握と提供 ② 危険度判定資格者の育成、技術等の向上及び登録者の維持 ③ 地域主動型応急危険度判定等の実施体制の確立 ④ 広域的な危険度判定資格者派遣体制の確保 ⑤ 全国協議会と連携した被災建築物連絡訓練の実施 | ○被災建築物応急危険度判定資格者の登録 2,300名 ○被災宅地危険度判定資格者の登録 名 900 | ○被災建築物応急危険度判定資格の登録者数 1,876 名 ○被災宅地危険度判定資格の登録者数 名 852 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定資格者、被災宅地危険度判定資格者ともに、登録者数は目標を達成できなかった。 ・被災建築物応急危険度判定の技術の向上等を目的に、県及び市町村職員を対象に、実地訓練を実施した。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定士講習会を実施し目標達成に努めるとともに、受講要件の見直し検討や判定士講習会の開催場所の変更等、必要な取組みを検討する。 |
| 7 消費者への対応 | | | |
| (1) 消費者への適切な対応 | | | |
| ① 相談窓口のホームページによる公表と周知 ② 建築士事務所協会等が設置する相談窓口の案内及び周知 ③ 建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法等の処分履歴情報の公表 ④ 消費者向けパンフレットの配布 | ○消費者の問題に係る相談窓口の利活用の促進 | ○消費者の問題にかかる相談窓口の利活用の促進に努めた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPで相談窓口を公表するなど、消費者に情報提供した。 ・各法律に基づく処分履歴情報をHPで公表し、消費者に情報提供した。 ・不動産取引における留意事項をまとめた消費者向けリーフレットを作成し、HPでの情報発信等により消費者への注意喚起を図った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への情報提供、周知を継続して行う。 |
| (2) 宅地建物取引業行政との連携 | | | |
| ① 宅地建物取引業法に基づく講習及び宅地建物取引業関係団体主催の研修等における建築関係法令制限、制度内容の周知の強化・徹底 ② 土木事務所に対する宅地建物取引業法関係情報の提供 | ○建築行政と宅地建物取引業行政の連携強化 | ○建築行政と宅地建物取引業行政の連携強化に努めた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業法に基づく法定講習において、建築関係法令に関する座学の講義を6回、Web講習は隨時行うなど、建築行政と宅地建物取引行政の連携強化を図った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業法に基づく法定講習や建築行政マネジメント計画推進協議会の場を通じ、互いの行政に関する情報提供を行うなど、連携強化を図る。 |

| 取組み | 目標 | 達成状況 | 達成状況の評価・今後の取組み |
|---|---|-----------------------|---|
| 8 業務執行体制の整備・充実 | | | |
| (1) 業務執行体制の整備 | | | |
| ① 審査担当者の審査技術などの業務能力向上を図るための研修等の実施 ② 建築基準適合判定資格取得に係る支援 ③ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事となるための講習受講に係る支援 | ○特定行政庁の業務執行体制の整備 | ○特定行政庁の業務執行体制の整備に努めた。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研修プログラムに基づく内部研修を実施するとともに、外部研修の受講により、職員の審査技術などの業務能力向上が図られた。 ・建築基準適合判定資格取得に係る支援を行った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研修プログラムを確実に実施し、職員の業務能力向上を図る。 ・確認審査に必要となる資格取得を目的とした研修を実施し、資格取得を支援する。 |
| (2) 関係機関・関係団体との連携 | 「マネジメント協議会」、「建築基準会議」及び「特定行政庁連絡会議」等を活用した意見交換、情報提供及び意識共有等 | ○関係機関・関係団体との連携 | <p>○関係機関、関係団体との連携を図った。</p> <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築行政マネジメント計画推進協議会」を開催し、関係機関、関係団体と情報共有を図った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議を通して関係機関、関係団体との意見交換や情報共有を図る。 |
| (3) データベースの整備・活用 | ① 建築確認、検査及び定期報告の内容のデータベース化 ② データベースの分析による課題抽出と施策検討 ③ 指定確認検査機関とのネットワークの構築 ④ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理、処分情報の共有 | ○建築確認・検査等に係るデータベースの整備 | <p>○建築確認・検査等に係るデータベースの整備を図った。</p> <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築行政共用データベース導入前に確認等を行った建築物等のデータベース化を図った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築行政共用データベースの内容の充実化を図る。 |
| 9 建築物の省エネルギー化及びバリアフリー化の促進 | | | |
| (1) 建築物の省エネルギー化の促進 | | | |
| ① 建築確認申請時における対象建築物の届出の徹底 ② 建築物省エネ法の周知 ③ 建築士から建築主への省エネ性能の説明の徹底 ④ 建築主に対する低炭素建築物認定制度の周知 | ○建築物省エネ法に係る適確な指導 | ○建築物省エネ法に係る指導を適確に行った。 | <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度からの建築確認申請手続きを円滑に進めるため、「改正建築基準法及び改正建築物省エネ法説明会」を2回開催し、事業者等に改正法の内容の周知を図った。 ・確認申請、確認審査報告書の受理時に、建築物省エネ法に基づく届出の有無を確認し、届出の徹底を図った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物省エネ法の趣旨について周知を図り、法律の適確な運用に努める。 |
| (2) 建築物のバリアフリー化の促進 | ① まちづくり条例届出対象建築物の整備基準への適合確認及び不適合の際の指導・助言の実施並びに適合証取得の促進 ② バリアフリー法に基づく特定建築物の認定の促進 | ○保健福祉部と連携した条例の的確な運用 | <p>○保健福祉部と連携し、条例の適確な運用に努めた。</p> <p>【達成状況の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請、確認審査報告書の受理時に、まちづくり条例に基づく届出の有無を確認し、届出の徹底を図った。 <p>【今後の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例及びバリアフリー法の趣旨について周知を図り、条例及び法律の適確な運用に努める。 |